

第10期（令和5～9年度） 愛媛県分別収集促進計画の概要

1 計画策定の意義

容器包装廃棄物の分別収集促進により、適正処理・有効利用の確保を図り、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与するため容器包装リサイクル法第9条に基づき策定

2 基本的方向

循環型の経済社会システムの構築を目指し、容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集と再商品化の促進・再商品化して得られた物の積極的利用を推進

3 計画期間

令和5年度～9年度（3年ごとに5ヵ年計画を策定）

4 市町の分別収集計画策定状況【計画最終年度における分別収集実施市町数】

別表のとおり

5 再商品化見込（特定分別基準適合物）の量（t）

	第9期計画	第10期計画	増減（%）
無色ガラス容器	1,924.87	1,634.13	△15.1%
茶色ガラス容器	2,435.06	2,197.94	△9.7%
その他ガラス容器	3,681.17	3,725.12	1.2%
PETボトル	2,693.62	2,930.08	8.8%
その他紙製容器包装	449	180	△59.9%
その他プラスチック製容器包装	8,228.00	8,360.00	1.6%
白色トレイ	14.50	13.50	△6.9%

※再商品化見込量は、人口減少、包装容器及び回収方法の多様化により一般廃棄物量全体が減少しており減少傾向。

※その他紙製容器包装の再商品化見込量は、分別を実施している6市町全てで減少傾向。

特に西条市が再商品化実績に合わせ、見込量の修正を行ったため、大幅に減少。

6 再商品化見込（法第2条第6項物）の量（t）

	第9期計画	第10期計画	増減（%）
鋼製容器包装	1,740.23	1,591.72	△8.5%
アルミ製容器包装	1,493.64	1,458.19	△2.4%
段ボール	5,295.98	5,437.61	2.7%
飲料用紙製容器包装	73.2	74.2	1.4%

※再商品化見込量は、人口減少、包装容器及び回収方法の多様化により一般廃棄物量全体が減少しており減少傾向。

7 知識の普及等に関する事項

「第五次えひめ循環型社会推進計画」を踏まえ、次のとおり取り組む。

(1) 排出抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及（3施策）

- ①環境教育・環境学習の充実
- ②3R活動の普及啓発の推進
- ③的確な情報提供

(2) 市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進（2施策）

- ①「県・市町環境連絡会議」等の開催
- ②各種情報の提供